

## 風しん抗体検査事業及び予防接種促進事業（先天性風しん症候群対策分）

### の概要

#### 1 風しん抗体検査事業

妊娠を予定又は希望する女性、その同居者もしくは妊婦の同居者のいずれかに該当する19歳以上の者を対象に、風しんの抗体検査を実施する事業。

国の特定感染症検査等事業実施要綱に基づき区市町村にて実施（保健所設置市を除く市町村は都からの委託事業として実施。）。

#### 2 予防接種促進事業（先天性風しん症候群対策分）の概要

都から区市町村への補助事業。

先天性風しん症候群の予防を目的として、妊娠を予定又は希望する女性、その同居者もしくは妊婦の同居者のいずれかに該当する19歳以上の者を対象に、風しん含有ワクチンを接種する経費を補助する事業（ただし、風しん抗体検査等で接種が必要と認められる者に限る。）。